（調査課の所掌事務）

第六百六十九条　調査課は、国立知的障害児施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　児童の入退所に関すること。

二　児童の作業実習の調整、ボランティアの養成及び活用その他地域社会との交流に関すること。

三　知的障害児の保護及び指導に関する調査及び研究に関すること。

四　知的障害児の保護及び指導に関する資料の収集、編さん及び頒布に関すること。

五　知的障害児保護指導職員養成所の行う業務に関すること。

（指導課の所掌事務）

第六百七十条　指導課は、国立知的障害児施設の所掌事務のうち、児童の生活指導、作業指導その他保護及び指導に関することをつかさどる。

（医務課の所掌事務）

第六百七十一条　医務課は、国立知的障害児施設の所掌事務のうち、児童の治療教育、診療及び保健衛生に関することをつかさどる。

（知的障害児保護指導職員養成所の名称及び位置）

第六百七十二条　国立知的障害児施設に、知的障害児保護指導職員養成所を置く。

2　知的障害児保護指導職員養成所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秩父学園附属保護指導職員養成所	所沢市

3　知的障害児保護指導職員養成所は、国立知的障害児施設の所掌事務のうち、知的障害児施設における知的障害の児童の保護及び指導に当たる職員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修を行うこと（学院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4　知的障害児保護指導職員養成所に、所長を置く。

第六百八十四条を第六百七十三条とし、第六百八十五条を第六百七十四条とする。

第六百八十六条から第六百九十条までを次のように改める。

（病院に置く部等）

第六百七十五条　病院に、次の四部、薬剤科、看護部及び健康増進センターを置く。

第一診療部

第二診療部

リハビリテーション部

臨床研究開発部

（第一診療部の所掌事務）

第六百七十六条　第一診療部は、病院の所掌事務のうち、主として神経機能、運動機能及び代謝機能系疾患に係る診療に関することをつかさどる。

（第二診療部の所掌事務）

第六百七十七条　第二診療部は、病院の所掌事務のうち、主として感覚機能及び泌尿生殖機能系疾患に係る診療並びに医学的検査に関することをつかさどる。

（リハビリテーション部の所掌事務）

第六百七十八条　リハビリテーション部は、病院の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　理学療法、作業療法、運動療法、言語聴覚療法及び視能訓練による患者のリハビリテーションを行うこと。

二　心理検査及び心理療法並びに義肢装具の適合訓練を行うこと。

（臨床研究開発部の所掌事務）

第六百七十九条　臨床研究開発部は、病院の所掌事務のうち、診療及び機能回復訓練に関する技術の開発並びに臨床研究に関すること（研究所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第六百九十一条を削り、第六百九十二条を第六百八十条とし、第六百九十三条を第六百八十一条とする。

第六百八十一条の次に次の一条を加える。

（健康増進センターの所掌事務）

第六百八十二条　健康増進センターは、病院の所掌事務のうち、障害者の健康の増進及び生活習慣病の予防並びに総合的な健診に関することをつかさどる。

第六百九十四条を第六百八十三条とし、第六百九十五条を第六百八十四条とする。

第六百九十六条中「六部」を「七部」に、「運動機能系障害研究部」を「脳機能系障害研究部　運動機能系障害研究部」に、「補装具製作部」を「義肢装具技術研究部」に改め、同条を第六百八十五条とする。

第六百八十五条の次に次の一条を加える。

（脳機能系障害研究部の所掌事務）

第六百八十六条　脳機能系障害研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、脳機能障害に関する調査及び研究を行うこと（障害工学研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第六百九十七条を第六百八十七条とし、第六百九十八条から第七百一条までを十条ずつ繰り上げる。

第七百二条を次のように改める。

（義肢装具技術研究部の所掌事務）

第六百九十二条　義肢装具技術研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、義肢装具の製作及び修理のための技術に関する調査及び研究を行うことをつかさどる。

第七百二条の二を第六百九十三条とし、第七百三条から第七百五条までを九条ずつ繰り上げる。

第一章第二節第九款中第六百九十六条の次に次のように加える。

第六百九十七条から第七百五条まで　削除

第七百七条中第八十二号を第八十三号とし、第六十八号から第八十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十七号中「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を削り、同号を同条第六十八号とし、同条中第六十六号を第六十七号とし、第四十三号から第六十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十二号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同号を同条第四十三号とし、同条中第四十一号を第四十二号とし、第三十八号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八　食品衛生法第二十七条の規定による届出がなされた食品等に係る検疫所が行う試験及び検査の業務に関する定期的な点検及びその点検の結果に基づく助言に関すること。

第七百十条の十第一項第三号ロ中「五人」を「七人」に改め、同項第四号ロ中「四人」を「五人」に改める。

第七百十五条中第六号を第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　食品衛生法第二十七条の規定による届出がなされた食品等に係る検疫所が行う試験及び検査の業務に関する定期的な点検及びその点検の結果に基づく助言に関すること。

第七百二十二条第一項第二号ニ中「五人」を「七人」に改め、同項第三号ニ中「四人」を「五人」に改める。

第七百二十四条第一項第二号ロ中「六人」を「四人」に改める。

第七百二十七条の三第一項中「北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局にあっては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとし、東海北陸厚生局及び九州厚生局にあっては、」を削る。

第七百二十八条第一項中「特別捜査課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）」を「特別捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）」に、「国際情報課（関東信越厚生局に限る。）」を「国際情報課（関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　関東信越厚生局及び近畿厚生局　情報官一人